



宮労発基第746号
平成25年11月12日

(社) 宮城県トラック協会長 殿

宮城労働局長



平成25年度「宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」
の実施について

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度も年末・年始を迎える時期となりましたが、当局では、年末年始の繁忙期の労働災害防止を徹底するため、別添「平成25年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動 実施要綱」を策定し、平成25年12月1日から平成26年1月31日までを実施期間と定め、本運動を展開することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、本運動の趣旨等を御理解いただき、傘下の会員事業場に対する周知並びに特段の御指導をいただきますようお願い申し上げます。



平成 25 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動 実施要綱

宮城労働局

1 趣 旨

宮城県内における休業 4 日以上の労働災害は、長期的に減少傾向で推移しているものの、平成 23 年以降 3 年連続で増加している。本年 10 月末現在の状況は 2,001 人と昨年同期と比べて 53 人 (-2.6%) の減少となっているものの依然として高水準で推移している。要因としては、現在も膨大な数の震災復旧・復興工事が行われていること、製造業において生産活動が活性化していること、今年 1 月、2 月の冬季時期に積雪・凍結による転倒災害が急増したこと等が挙げられる。

年末年始は、厳しい寒さの下での路面・屋外通路等の凍結や、日照時間が短くなることに伴う視界不良等、屋外作業での条件悪化に加え、年の締めくくり・新年の行事などによる慌しさ等により、労働災害が発生しやすく、健康管理もおろそかになりがちな時期でもある。

労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの遵守という、原点に立ち返った基本的な安全対策を改めて徹底することが大切であることから、各事業場では年末において全員参加による職場の安全衛生総点検を行い、新年を「労働災害ゼロを目指す」新たな決意で迎えることが肝要である。

以上を踏まえ、宮城労働局では、県内すべての労働者が健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう「平成 25 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を展開し、年末・年始における労働災害防止活動の積極的な推進を図ることとする。

2 実施期間

平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日まで

3 目 標

年末・年始労働災害防止強化運動期間中における労働災害の大幅な減少

期間中に実施する事項

- 1 経営首脳による安全最優先と安全衛生方針の決意表明及び安全衛生パトロールの実施
- 2 リスクアセスメントの推進など自主的安全衛生管理活動の実施
- 3 安全朝礼、準備体操、作業開始前のツールボックスミーティング、KY（危険予知）活動の励行
- 4 機械設備の作業前点検及び定期自主検査の実施
- 5 凍結・積雪による屋外での転倒災害防止対策の実施（例：凍結時に有効な靴、敷きマットの使用等による転倒防止）
- 6 4S運動（整理、整頓、清潔、清掃）運動による転倒災害防止対策の実施
- 7 みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動による労働災害防止対策の徹底
- 8 機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策の徹底
- 9 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害防止対策の推進
- 10 各作業手順書の作成・周知及び非定常作業における労働災害防止対策の確立
- 11 火気を取り扱う職場における火気の点検・確認等の実施
- 12 メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- 13 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛防止対策の推進
- 14 健康診断結果に基づく適切な事後措置の実施
- 15 飲酒、運動、喫煙、食事及び睡眠等に関する健康指導の実施
- 16 本年（度）の安全衛生管理活動の点検・評価及び新年（度）の安全衛生管理年間計画の作成及び実施
- 17 「年末・年始労働災害防止強化運動」用ポスターの掲示、安全衛生旗及びのぼり等の掲揚
- 18 その他、安全衛生意識を高揚させるための行事の実施

平成 25 年度 宮城における年末・年始労働災害防止強化運動 実施内容

実施者	実施事項	実施内容
宮城労働局 労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場に対する「年末・年始労働災害防止強化運動（以下「本運動」という。）」の周知 ・宮城労働局のホームページへの本運動の掲載 ・報道機関に対する本運動の広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の会議、研修、講習等のあらゆる機会に、本運動の周知を図る。 ・宮城労働局のホームページに、本運動の実施要綱を掲載する。 ・報道機関に、本運動の発表を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業一斉監督指導等 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城労働局・各労働基準監督署は、建設現場に対する一斉の監督指導を実施する。 ・公開安全衛生パトロールを実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季転倒災害防止対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等に対し、啓発用リーフレット等を送付し協力を要請する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害防止団体、事業者団体、公共工事発注機関等に対する本運動実施の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体、関係機関へ、本運動に対する運動の協力を要請する。
労働災害防止団体 事業者団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員、安全指導員等による安全衛生パトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城労働基準協会各支部、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部は役職員、安全指導員等による安全パトロールを実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全祈願祭の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城労働基準協会各支部、建設業労働災害防止協会宮城県支部等は、平成 26 年 1 月に会員事業場を参集し、安全祈願祭を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場に対する広報活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各労働災害防止団体、事業者団体等は、会員事業場に対し、本運動実施要綱を配布し、本運動期間中における労働災害防止を呼び掛ける。
事業場	<ul style="list-style-type: none"> ・本運動実施要綱による、職場点検等の実施 ・交通労働災害防止活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の全員参加による、職場環境、機械設備等の点検を実施する。 ・震災復旧・復興工事現場ごとの安全管理を徹底する。 ・年末・年始の交通労働災害防止活動を推進する。